（様式1）

令和　年　月　日

現場説明会申込

松田町体育館の利活用に関するサウンディングの説明会に参加を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 法人所在地 |  |
| グループの場合の構成法人名 |  |
| 説明会の担当者 | 氏　名 |  |
| 所属部署 |  |
| Eメール |  |
| 電　話 |  |
| 説明会出席予定者氏名 | 所属法人名・部署・役職 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

※説明会への申込みは、１グループにつき３名以内でお願いいたします。

【連絡先】

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　松田町教育委員会教育課　生涯学習係

〒258-0003

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2078

電話：0465-83-7021

FAX：0465-83-7025

e-mail:syougaigakusyu@town.matsuda.kanagawa.jp

（様式2）

令和　年　月　日

質問シート

事業者　所　在　地

法　人　名

　　　　　　　　　　　　 担当者 氏　名

所　属

電　話

E-mail

　松田町体育館の利活用に関するサウンディングについて、以下の質問がありますので提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | 質 問 内 容 |
| 1 |  |
| 2 |  |
| 3 |  |
| 4 |  |
| 5 |  |

※行挿入等、適宜変更してください。

【連絡先】

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　松田町教育委員会教育課　生涯学習係

〒258-0003

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2078

電話：0465-83-7021

FAX：0465-83-7025

e-mail:syougaigakusyu@town.matsuda.kanagawa.jp

（様式3）

令和　年　月　日

エントリーシート

松田町体育館の利活用に関するサウンディングにおける「対話」に誓約書及び企画提案書を添えて申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 法人所在地 |  |
| グループの場合の構成法人名 |  |
| 対話の担当者 | 氏　名 |  |
| 所属部署 |  |
| Eメール |  |
| 電　話 |  |
| ○下記の候補日から、対応可能な時間帯にチェックを入れてください。※２つ程度の希望時間帯をお示しください。場所は松田町役場です。 |
| ３月21日(木) | □午前　　　□午後　　　□どちらも可 |
| ３月21日(木) | □午前　　　□午後　　　□どちらも可 |
| ３月22日(金) | □午前　　　□午後　　　□どちらも可 |
| ３月22日(金) | □午前　　　□午後　　　□どちらも可 |
| 対話出席予定者氏名 | 所属法人名・部署・役職 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

※対話の実施時間帯は、午前9～12時、午後1～5時の間で調整します。

※申込期間終了後、事務局から実施日時及び会場をEメールでご連絡します。

※ヒアリングへの出席者は、１グループにつき３名以内でお願いいたします。

【連絡先】

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　松田町教育委員会教育課　生涯学習係

〒258-0003

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2078

電話：0465-83-7021

FAX：0465-83-7025

e-mail:syougaigakusyu@town.matsuda.kanagawa.jp

（様式4）

令和　　年　　月　　日

松田町長　本山博幸　様

住所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　印

誓　約　書

下記の資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

記

（１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する欠格事由に該当する者でないこと。

（２） 会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条第１項若しくは第１９条第１項及び第２項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

（３） 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

（４)　松田町暴力団排除条例（平成23年３月25日条例第２号）第２条第２号に規定する暴力

団、同条第３号に規定する暴力団員等、同条第４号に規定する暴力団経営支配法人等で

ないこと

（５)　アに示すものと密接な関係を有すると認められる者でないこと

（６)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第８条第２項第１号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと。

（７）　連携協力企業等（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行うものをいう。）がある場合は、当該協力企業等が（１）から（６）までの条件を満たす者であること。

（８）　その他、関係法令などに違反していない者であること。